

教育と文化

みんなで
考えよう
人権・同和問題
No. 255

このコーナーは、隔月のシリーズで掲載しています。これを手がかりに、家庭で人権・同和問題について話し合ってみましょう。

● 問合先 生涯学習課人権・同和教育係(☎03186)

知っていますか 子どもの権利条約

今から32年前、1989(平成元)年11月に、国連で『子どもの権利条約』が採択されました。この背景には、守られるべき『子ども』たちが大切にされていないという深刻な状況があることを忘れてはいけません。

『子どもの権利条約』では、子どもを一人の人間と位置付け、大人と同様に権利を認め、さらには子どもならではの権利が定められています。なかでも重要な柱に位置付けられている4つの権利について、紹介します。

- 生きる権利Ⅱ 食べることや寝ることなど、生きるために必要な行為が守られること
- 育つ権利Ⅱ 遊ぶことや学ぶこと、休むことなど、成長するために必要な行為が守られること
- 守られる権利Ⅱ 暴力や虐待などから子どもたちが守られること

れること

● 参加する権利Ⅱ 自分自身で決めたり、意見を自由に発表する行為が守られること

こうして文字にしてみると、『権利』とは特別なことではなく『当たり前』のことであることが見えてきます。

さらには、権利を尊重された子どもたちが、次の世代の子どもたちの権利を同じように尊重することができるように、『子どもの権利条約』のことを子どもたちに広く知らせることも、世界の国々の役割として約束されています。

人権のバトンを未来へつなぐためには、子どもだった私たち大人が、子どもの権利を自分のこととして学び直し、『人権意識』を磨くことが大切です。

幸せになるために生まれてきた子どもたちが、みんな幸せになれますように。

郷土の文化財

伊万里の遺構シリーズ「埋葬遺構を中心として」⑬

● 問合先 生涯学習課文化財係(☎021262)

銭亀古墳の副葬品

(東山代町日尾 昭和46年調査)

銭亀古墳の石室は、横穴式石室で、遺体を運び入れる羨道と遺体を納める玄室に分かれています。玄室からは、2体の人骨が発見されました。

1体は、玄室の奥壁に接しており、青銅製腕輪、金銅製および銀製の耳環(耳飾り)、管玉、ガラス小玉が一緒に出土しています。

もう1体は、羨道と玄室を分ける仕切石に接しており、管玉、切子玉、勾玉、銀製の耳環が一緒に出土しました。

出土状況から、これらの装飾品は、それぞれの被葬者(埋葬された人)の副葬品であると考えられています。

他に、鉄器や須恵器なども出土しました。

6世紀末頃の小規模な円墳であることや特別な出土

遺物なども見られないことから、家長が強い権力を持つ、家長制社会での一般的な古墳であったと思われる。

これらの出土遺物は、昭和48年に市重要文化財に指定されました。



↑ 銭亀古墳の出土遺物